

# 公益社団法人 非営利法人研究学会 定款

平成28年1月 7日制定

令和 元年9月15日改正

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、公益社団法人非営利法人研究学会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、非営利法人に関する諸問題を多面的に研究し、その研究成果の普及に努め、併せて社会一般の非営利法人に関する理解を深めると共に、関連制度設計への提言等を行い、もって非営利法人の健全な発展を図り、社会の進歩に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 研究発表会、学術講演会、報告会等の開催
- 二 学会誌その他の資料の刊行
- 三 研究の奨励及び研究業績の表彰
- 四 調査、研究、見学及び視察実施
- 五 研究成果及び研究に基づく意見の公表
- 六 内外の関連学会等との連携及び交流
- 七 非営利法人に関する啓発及び広報活動
- 八 その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 この法人の事業を行う地域は、日本全国及び必要に応じて海外で行う。

## 第3章 会 員

### (本会の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- 一 正会員（個人会員）

この法人の目的に賛同して入会し、その活動に参加する個人

- 二 学生会員

大学生、大学院生又はこれに準ずる者であつて、この法人の目的に賛同して入会した個人

### 三 賛助会員

この法人の目的に賛同して入会し、その事業を援助する個人、法人又は団体

### 四 名誉会員

非営利法人に関する学識経験を有し、この法人に顕著な貢献をなした者で、理事会が推薦し、社員総会が承認した者

- 2 この法人は、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
- 3 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての社員の同意がなければ、免除することができない。

### （会員の資格の取得）

**第 6 条** この法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、定款第 35 条に定める常任理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に承認された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって名誉会員となることができる。

### （会費）

**第 7 条** 会員は、毎年、社員総会において別に定める額を会費として支払う義務を負う。

### （退会）

**第 8 条** 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

### （除名）

**第 9 条** 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

### （会員資格の喪失）

**第 10 条** 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。

- 二 すべての社員が同意したとき。
- 三 当該会員が死亡したとき、又は解散したとき。

## 第4章 社員総会

### (社員総会)

第11条 社員総会は、定款第5条第2項に規定するすべての正会員をもって組織する。

### (権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- 四 定款の変更
- 五 解散及び残余財産の処分
- 六 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき書面又は当該社員の承諾を得て電磁的方法により招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員の同意があれば、社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

### (議長)

第15条 社員総会の議長は、本会の会長が務めることとする。

### (議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

### (決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分

の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令で定められた事項

#### (社員総会の決議の省略)

**第18条** 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

**第19条** 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 会長は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

#### (役員の設定)

**第20条** この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 15名以上 30名以内  
うち 会長 1名  
副会長 3名以内  
常任理事 10名以内
- 二 監事 2名以内

- 2 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び常任理事のうち事務局長を兼ねる者をもって、一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### (役員を選任)

**第21条** 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (理事の職務及び権限)

- 第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び常任理事のうち事務局長を兼ねる者は、この法人の業務を分担執行する。
  - 3 会長、副会長及び常任理事のうち事務局長を兼ねる者は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

- 第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (常任理事の職務及び権限)

- 第 24 条 常任理事は、理事会で定める担当職務（業務の執行を除く。）を分担処理する。

#### (役員任期)

- 第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 増員として選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。
  - 5 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

- 第 26 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

#### (役員報酬等)

- 第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。
- 2 役員に対してこの法人の事業遂行のために要した費用を支弁することができる。

## 第6章 理事会

### (構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行及び第42条に定める事業計画、収支予算書の承認
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職

### (招集)

第30条 理事会は、会長が書面又は電磁的方法により招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を書面又は電磁的方法により招集する。

### (決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### (決議の省略)

第32条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 常任理事会

### (構成)

第34条 この法人に常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長、副会長及びすべての常任理事をもって構成する。

(権限)

第 35 条 常任理事会は、この法人の運営に関する事項のうち、理事会の決議により付議された事項について審議し、理事会に参考意見を述べる。

(招集)

第 36 条 常任理事会は、会長が書面又は電磁的方法により招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各常任理事が書面又は電磁的方法により常任理事会を招集する。

(決議)

第 37 条 常任理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する会長、副会長及び常任理事を除く常任理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 会長、副会長及び常任理事が常任理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる常任理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の常任理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 39 条 常任理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 8 章 委員会

(委員会)

第 40 条 この法人の事業の円滑な推進を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

## 第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 8 月 1 日に始まり翌年 7 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなけ

ればならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定により承認した予算は、社員総会に報告しなければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

**第43条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 六 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 一 監査報告
- 二 理事及び監事の名簿
- 三 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### (公益目的取得財産残額の算定)

**第44条** 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第10章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

**第45条** この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

#### (解散)

**第46条** この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 47 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 48 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人又は公益財団法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 17 号イからトまで（公益認定の基準）に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第 11 章 事務局

(事務局)

第 49 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 前項の事務局長は、会長の指名に基づき理事会が任免し、職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

## 第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条 主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 補 則

(委任)

第 51 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 附 則

- 1 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏 名	住 所
堀田 和宏	
小島 廣光	
成道 秀雄	
桑波田 直人	

2 この法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、以下のとおりとする。

設立時理事 堀田 和宏、小島 廣光、成道 秀雄

設立時監事 高山 昌茂、永島 公孝

設立時代表理事

3 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。